

令和4年

桑折町農業委員会会議録

第6回総会

令和4年6月15日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時- 令和4年6月15日 午後2時35分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

### 農地利用最適化推進委員

桑折地区 井浦 成晴 松原・成田地区 関根 辰雄  
松原・成田地区 浅野 隆良 南半田地区 横山 正春

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員4名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許申請について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

係長 吉田 安孝  
主任主査 松原 義行  
農業振興調整官 荒川 光弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和4年第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

3番 氏家 浩 委員

4番 浅野 国英 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第2号、農地法第5条届出 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

市街化区域内の農地となります。内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務処理規定に基づき専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。  
次に、議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【議案第12号、農地法第3条 整理番号2から4を朗読後、説明】**  
詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。  
整理番号2につきましては、今回の所有権移転により、譲受人は自己所有地として引き続き耕作し、管理する計画です。  
譲受人が引き続き耕作することになりますので、営農に影響はないものと考えます。  
次に整理番号3につきましては、申請地はこれまで譲受人が作業委託を受けて管理していた農地です。引き続き一体的に耕作するため、営農に影響はないものと考えます。  
整理番号4につきましては、申請地は譲受人が耕作している農地の隣接地となり、譲受人の経営規模拡大となります。引き続き一体的に耕作するため、営農に影響はないものと考えます。  
いずれも3条許可要件をすべて満たしていますので問題はないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号2の地区担当である 関根辰雄 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

関根委員

整理番号2について、現地を確認してきました。  
申請地は譲受人が耕作している農地となります。  
今回、所有権移転しても、譲受人がすでに耕作していることから、周辺の農地に影響を与えるものではないこと、今後も耕作することが確実と思われまますので、問題はないと考えます。  
本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございます。続いて整理番号3について地区担当である浅野 隆良推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

浅野委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地は譲受人が耕作している農地の隣接地になります。

今回、整理番号3の農地を取得しても、譲受人がこれまで管理していたこと、これまでと同様に自己所有農地に隣接し一体化しているため、周辺の農地に影響を与えるものではないこと、今後も耕作することが確実とされますので、問題はないと考えます。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございます。続いて整理番号4について地区担当である横山 正春 推進委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

横山委員

整理番号4について、現地を確認してきました。

申請地は譲受人が耕作している農地の隣接地になります。

今回、自己所有農地に隣接している整理番号4の農地を取得することで、一体的に管理することが可能となります。自宅周りの農地であるため、影響を与えるものではないこと、今後も耕作することが確実とされますので、問題はないと考えます。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長  
事務局

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第12号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第13号、農地法第5条 整理番号5を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

福島県発注工事である、産ヶ沢川河川の改修工事を行うにあたり、河道掘削により土砂が発生します。そのため、土砂を搬出するための作業場、仮置き場が必要となること、産ヶ沢川の河川改修は周辺農地や下流の住宅地災害減少のため必要な工事でありますので、申請地の一時転用はやむを得ないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号5の地区担当である 井浦成晴 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号5について、現地を確認してきました。

現地は、平坦で道路に隣接しており、作業場、仮置き場として利用することは可能です。

周辺農地への影響を最小限にするための措置が取られること、周辺耕作者へ事前に連絡するとのことでした。

福島県発注の河川改修工事で発生する掘削土砂を置く仮置き場として利用することは、周辺農地や下流域の災害を減少させる工事に必

要なことから、一時転用することはやむを得ないと考えます。

会 長            ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長            質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長            全員賛成ですので、議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、6月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和4年第6回総会を閉会いたします

閉            会 (午後2時45分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人